

京都市告示第29号

京都市女性総合センター条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市女性総合センターの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人京都市女性協会	京都市中京区 東洞院通六角 下る御射山町 262番地 京都市女性総合センター内	<ol style="list-style-type: none"><li>1 京都市女性総合センター条例（以下「条例」という。）第4条の規定による使用許可に関する事。</li><li>2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な設備をしようとするときの許可に関する事。</li><li>3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関する事。</li><li>4 京都市女性総合センター（以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供する事。</li><li>5 センターの施設等の維持管理及び安全に関する事。</li><li>6 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項</li></ol>

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）